

【別 紙】
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 慈心会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人

その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県大島郡和泊町和泊 9 6 番 5

(3) 設立認可年月日 平成 1 年 2 月 13 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 年 2 月 27 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	上園 敦子	
理 事	上園 孝	
同	福山 梅乃	
同	福山 恵理子	
監 事	川原 憲英	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	福山医院	鹿児島県大島郡和泊町和泊 9 6 番 5	一般病床 0床 療養病床 0床
介護老人 保健施設	沖永良部寿恵苑	鹿児島県大島郡和泊町和泊 9 5 番 1 鹿児島県大島郡和泊町和泊 9 6 番 5	入所定員 5 0名 通所定員 1 8名 入所定員 1 7名

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
居宅介護支援事業	鹿児島県大島郡和泊町和泊 9 5 番 1	

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 5 月 25 日 令和 3 年度決算の承認
令和 4 年 5 月 25 日 役員報酬限度額の承認

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

- (7) そ の 他

該当なし

様式 2

法人名 医療法人 慈心会
 所在地 鹿児島県大島郡和泊町和泊9 6 番 5

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 5年 3月 31日現在)

1. 資 産 額 240,639 千円
 2. 負 債 額 133,351 千円
 3. 純 資 産 額 107,288 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	60,244
B 固 定 資 産	180,395
C 資 産 合 計 (A+B)	240,639
D 負 債 合 計	133,351
E 純 資 産 (C-D)	107,288

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 慈心会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県大島郡和泊町和泊96番5

貸借対照表
(令和 5年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	60,244	I 流動負債	53,109
現金及び預金	9,531	支払手形	0
事業未収金	46,137	買掛金	2,588
有価証券	0	短期借入金	16,400
たな卸資産	4,400	未払金	30,478
前渡金	0	未払費用	3,461
前払費用	0	未払法人税等	182
繰延税金資産	0	未払消費税等	0
その他の流動資産	176	繰延税金負債	0
II 固定資産	180,395	前受金	0
1 有形固定資産	143,105	預り金	0
建物	125,913	前受収益	0
構築物	2,877	その他流動負債	0
医療用器械備品	35	II 固定負債	80,242
その他の器械備品	3,210	医療機関債	0
車両及び船舶	0	長期借入金	80,242
土地	11,070	繰延税金負債	0
建設仮勘定	0	〇〇引当金	0
その他の有形固定資産	0	その他の固定負債	0
2 無形固定資産	4,077	負債合計	133,351
借地権	0	純資産の部	
ソフトウェア	3,630	科目	金額
その他の無形固定資産	447	I 出資金	100,000
3 その他の資産	33,213	II 積立金	7,288
有価証券	101	積立金	0
長期貸付金	0	繰越利益積立金	7,288
保有医療機関債	0	III 評価・換算差額等	0
その他長期貸付金	0	その他有価証券評価差額金	0
役員等長期貸付金	6,966	繰延ヘッジ損益	0
長期前払費用	223	純資産合計	107,288
繰延税金資産	0	負債・純資産合計	240,639
その他の固定資産	25,923		
資産合計	240,639		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 慈心会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県大島郡和泊町和泊9番5

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		312,181
2 事業費用		
(1)事業費	324,891	
(2)本部費	0	324,891
本来業務事業損失		12,710
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		12,710
II 事業外収益		
受取利息	0	
その他の事業外収益	10,343	10,343
III 事業外費用		
支払利息	1,061	
その他の事業外費用	0	1,061
経常損失		3,428
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純損失		3,428
法人税・住民税及び事業税	182	
法人税等調整額	0	182
当期純損失		3,610

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 慈心会
 所在地 鹿児島県大島郡泊町和泊9 6 番 5

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	■■■■	■■	■■■■	賃借料の支払い (注) 1	2,400	未払費用	2,700

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定し、支払条件は当月分を当月末預金払いとしている。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 慈心会
理事長 上園 敦子 殿

私（注1）は、医療法人 慈心会の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月 20日

医療法人 慈心会

監事 川原 憲英

